このため、児童の父母等が養子縁組に関し意思決定を行う前に、児童の父母等に対して、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための児童相談所、福祉事務所等による公的な支援を受けながら自ら養育することができる可能性や、自ら養育しない場合に児童の里親委託等の選択肢をとり得る可能性について説明を行うこと。

また、これと並行して、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をとるなど、当該児童及びその父母等に対し、適切な支援が提供されるようにするための措置を講ずること。

児童の父母等が自ら養育する意思を固めた場合においては、当該児童の父母等及びその親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採ること。児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する意思を固めた場合においても、当該児童の父母等に対し、適切な支援が提供されるよう、同様の措置を講ずること。

児童の父母等が養子縁組のあっせんに同意するか否かについて考える時間と環境が与えられることは重要であり、児童の出生後に同意を得ることを原則とする法第二十七条の趣旨に鑑み、生まれた児童とその父母等との交流を禁止してはならないこと。

二　養子縁組のあっせんを希望する場合の児童の父母等の同意

児童の父母等による児童の養育の可能性を十分に模索した上で、児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する場合には、次の事項を遵守し、児童の父母等の同意を得ること。

㈠　児童の父母等の同意を得るに際しては、養子縁組の制度や養子縁組によって生じる効果、あっせんの手続、徴収する手数料、同意撤回時の費用負担の取扱い等について、面会の方法により、あらかじめ児童の父母等に対して丁寧に説明すること。

㈡　法第二十七条の規定に基づき、あっせんに係る児童の出生後、あっせんの各段階においてその意思を書面により確認すること。なお、児童の父母等の同意は、あっせんの各段階において、その都度得ることを原則とするが、事前の相談時における児童の父母等の発言等から、将来的に連絡が取れなくなり、同意を得ることが困難になる可能性が高い場合には、事前に同意を得ておくことも認められること。

㈢　児童の父母等が児童を残して失踪した場合等、児童が要保護児童に当たる可能性がある場合には、児童福祉法第二十五条第一項の規定に基づき、児童相談所等に通告すること。

㈣　縁組成立前養育（法第二十七条第七項の縁組成立前養育をいう。以下同じ。）の開始後に児童の父母等が同意を撤回した場合には、児童の心身への影響が大きいことから、同条第十一項の規定により一括同意を得た場合等、事前に児童の父母等から縁組成立前養育を行うことについての同意を得ている場合であっても、縁組成立前養育に先立ち、改めて縁組成立前養育を行うことへの同意について児童の父母等に確認するよう努めること。

三　同意に係る禁止行為

これまでの判例によれば、児童の父母等は、原則として養子縁組の成立の審判が確定するまで養子縁組の同意を撤回することができることとされており、児童の父母等の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。

㈠　期限までに同意が無ければ養子縁組のあっせんを行わないこととして児童の父母等に当該期限までに早急に同意するよう求めること。

㈡　児童の父母等に対し養子縁組の同意の撤回を禁止すること。

㈢　児童の父母等による養子縁組の同意の撤回を困難にすることを目的として、同意の撤回に当たり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること。

第三　あっせん前の児童の一時的な養育

一　児童を養親希望者に引き渡すまでの期間、児童の父母等が当該児童を監護する場合には、当該児童が要支援児童であることを踏まえ、民間あっせん機関は当該児童の父母等に対して、できる限り良好な環境で当該児童が監護されるよう、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための相談その他の支援を継続して行わなければならない。

また、児童の父母等及び児童の状況に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行わなければならない。

二　児童を養親希望者に引き渡すまでの期間、民間あっせん機関が当該児童を監護する場合には、法第二十八条において、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならないこととされている。

当該児童については、乳児院、児童養護施設その他の施設（以下この二において「乳児院等」という。）に入所させることが望ましいが、それができない場合には、乳児院等に準じた環境において児童を監護しなければならない。その場合の職員配置、設備及び衛生管理等については、乳児院等の基準に準じたものとなるよう努めるとともに、児童の状況に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、必要な措置を講じなければならない。

また、民間あっせん機関は、児童を三月以上（乳児については、一月以上）同居させる場合、児童福祉法第三十条に基づき同居児童の届出を行わなければならない。

第四　養子縁組希望者による児童の養育等

一　養子縁組あっせん前の養親希望者への情報提供・研修等

㈠　養子縁組希望者への説明・情報提供

養子縁組あっせん事業の運営に関しては、透明性の確保が求められていることから、民間あっせん機関は、支援内容や支援を受けるのに必要な手数料等について、インターネットを利用する方法等により公表するとともに、養親希望者に対しては、書面を交付する方法等により説明しなければならない。

特に、養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な内容、養子縁組のあっせんの手続、徴収する手数料、あっせん後の支援内容、家庭裁判所への申立て方法等について、丁寧に情報提供を行わなければならない。

㈡　研修

法第二十六条において、民間あっせん機関は、児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行われる研修を修了していない養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならないこととされている。

養親が安心して児童を養育し、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される権利が十分に保障されるよう、養子縁組の成立前における養親希望者への研修や支援が重要である。

このため、民間あっせん機関においては、養親希望者に対し、当該研修をはじめ、情報の提供、助言その他の必要な支援を行わなければならない。

二　養親希望者の適性の確認

民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行うとともに、少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができることを確認しなければならない。